

行政委員会制度の概要

1. 概要・理念

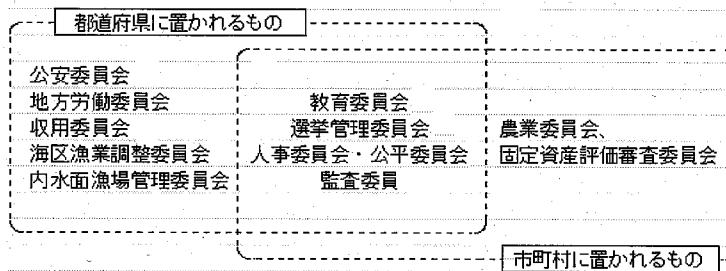
地方公共団体の執行機関としては、公選制による首長のほか、次のような趣旨から、長から独立した地位・権限を有する委員会等が設置されている。(執行機関多元主義)

- ① 1機関への権力の集中を排除し、行政運営の公正妥当を期する
- ② それぞれの機関の目的に応じ、行政の中立的な運営を確保する(※)
- ③ 住民の直接参加による機関により行政の民主化を確保する

※中立的運営の確保の例

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1)政治的中立性を確保 | : 教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会 |
| (2)公平、公正な行政を確保 | : 人事委員会・公平委員会、監査委員 |
| (3)利害関係の調整 | : 地方労働委員会、農業委員会 |
| (4)審判手続等の慎重さを確保 | : 収用委員会、固定資産評価審査委員会 |

2. 行政委員会の種類



3. 行政委員会の主な特徴

- ① 数人の構成員からなる合議制の機関
- ② 委員の構成について一定の配慮が行われるとともに、委員の身分を保障
- ③ 権限行使について首長から独立性を有し、自らの判断と責任において事務を執行
- ④ 規則制定権を有するほか、審判、裁定等を行う権限を有するものもある

4. 地方公共団体の一体的な行政を確保する仕組み

地方公共団体の執行機関は、長の所轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する機関によって系統的に構成し、相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するようにならなければならないものとされている。(地方自治法第138条の3)

制度的には、以下のような仕組みにより保障している。

- ① 予算の調製・執行等、議会の議決案件の議案の提出については、委員会は原則として権限を有しない。(地方自治法第180条の6)
- ② 委員会事務局の組織、職員定数、職員の身分取扱いについて、首長が勧告権を有するとともに、委員会が事務局の局部課の新設等についての規則を制定・変更する場合には、あらかじめ首長に協議しなければならない。(地方自治法第180条の4)
- ③ 委員会の予算執行、公有財産の取扱いに関し、首長が調査権等を有する。(地方自治法第221条、第238条の2)
- ④ 首長と委員会は、それぞれの事務について、他の執行機関への委任、又は補助執行、職員の兼職等が可能。(地方自治法第180条の2、第180条の3、第180条の7)

地方公共団体に置かれる行政委員会の比較

機関名	置く地方公共団体	目的等	委員				
			定数等(※)	要件・任命	構成	任期	備考(中立性等)
教育委員会	都道府県市町村	・学校その他の教育機関の管理 ・学校の組織編成、教育課程、教科書等、教職員の身分取扱い等に関する事務 ・社会教育その他の教育、学術、文化に関する事務	5人 (町村は3人、都道府県・指定都市は6人とすることができる) (ただし、教育長となる場合は常勤)	・首長の被選挙権を有し、 ・人格高潔、教育・学術・文化に関し識見を有する者のうちから ・議会同意を得て ・首長が任命	・年齢、性別、職業等に著しい偏りがないよう配慮、 ・保護者が含まれるよう努める	・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間 ・再任可能	・委員の過半数が同一政党に属することはできない ・すべての委員が同時に身分を失わないよう措置
選挙管理委員会	都道府県市町村	当該地方公共団体、国その他の公共団体の選挙に関する事務	4人	・選挙権を有し、 ・人格高潔、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから ・議会が選挙		・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	
人事委員会 公平委員会	都道府県市町村 ※15万人以下市町村等は公平委員会	・人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等 ・職員競争試験、選考 ・勤務条件に関する措置要求、不利益処分審査 ・その他	3人 (人事委員会の委員は、常勤とすることも可能)	・人格高潔、地方自治の本旨・民主的に能率的な事務処理に理解を有し、人事行政に関し識見を有する者のうちから ・議会同意を得て ・首長が選任		・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	・委員のうち2人が同一政党に属することはできない ・すべての委員が同時に身分を失わないよう措置 ※今国会に、委員の兼職緩和、定足数の弾力化等の法律案を提出中

※委員の勤務は、特段の記述がない場合は、非常勤である。(次ページ以降同じ)

機関名	置く地方公共団体	目的等	委員				
			定数等	要件・任命	構成	任期	備考(中立性等)
監査委員会	都道府県市町村	・地方公共団体の財務に関する事務の執行 ・地方公共団体の経営に係る事業の管理	・都道府県:25万人以上の市:4人 ・市の市:2~3人 ・町村:1人 (議見を有する者から選任されるものに常勤を含む場合もある)	・人格高潔、財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者、 ・及び議員から ・議会同意を得て ・首長が選任	議員から選任される者の数は、 定数4人の場合 1~2人 それ以外は、1人	・議員から選任されるもの:議員の任期 ・それ以外:4年	
公安委員会	都道府県	都道府県警察の管理	・都道府県、指定都市を包含する県(指定県)は5人 ・その他の県は3人	・議会議員の被選挙権を有し、 ・任命前5年間に警察・検察の職業的公務員の前歴のない者のうちから ・議会同意を得て ・知事が任命	道・府・指定県については、2人は指定都市の議会同意を得て市長が推薦した者	・3年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間 ・2回に限り再任可能	・委員の過半数が同一政党に属することはできない ・すべての委員が同時に身分を失わないよう措置
地方労働委員会	都道府県	・労働組合の資格に関する証明 ・不当労働行為に関する調査、審問、命令 ・労働争議についての斡旋、調停、仲裁 ・その他労働に関する事務の執行	・東京都:39人 ・大阪府:33人 ・北海道、福岡県:27人 ・神奈川県、愛知県、兵庫県:21人 ・その他:15人	・使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、 ・労働者委員は労働組合の推薦に基づき、 ・公益委員は使用者委員・労働者委員の同意を得て、 ・知事が任命	使用者委員、労働者委員、公益委員について、各同数	・2年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間 ・再任可能	公益委員のうち一定数(8/13人~2/5人)は、同一政党に属することはできない ※今国会に、委員の増員、常勤委員の導入、審査体制の整備等に関する法律案を提出中
取用委員会	都道府県	土地の取用に関する採決その他の事務	7人 (ほか、2人以上の予備委員を置かなければならない) (東京都、大阪府、兵庫県は1名の委員を常勤とすることができる)	・法律、経済、行政に關しすぐれた経験・知識を有し、 ・公衆の福祉に關し公正な判断が可能なる者のうちから ・議会同意を得て ・知事が任命		・3年 ・委員の欠員により就任した予備委員の任期は前任者の残任期間 ・再任可能	
海区漁業調整委員会	都道府県	・漁業調整のための必要な指示その他の事務 ・海区の区域内の漁業に関する事項の処理	15人 (農林水産大臣が指定する海区については、10人)	(選任による委員) 学識経験者、公益代表は、知事が選任 (選挙による委員) 海区に沿う市町村の区域に住所等を有する者で、漁業等に従事するもの間での選挙	選任による委員:学識経験者4人: 公益代表者2人 選挙による委員 9人 (指定海区の場合は、それぞれ3人、1人、6人)	・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	
内水面漁業管理委員会	都道府県	・漁業調整のための必要な指示その他の事務 ・内水面における漁業に関する事項の処理 ・その他	10人 (農林水産大臣は、特定の委員会について別段の定めをすることが可能)	・内水面で漁業を営む者の代表、 ・水産動植物の採捕する者の代表、 ・学識経験者 ・それぞれのうちから知事が選任	内水面で漁業を営む者の代表 水産動植物の採捕する者の代表 学識経験者	・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	
農業委員会	市町村	・自作農の創設、維持 ・農地等の利用関係の調整 ・農地の交換分合 ・その他	農地面積等に応じた委員数10~40人(選挙による委員)のほか、選任による委員が複数名 (平成12年10月1日現在の全国平均 18.4人)	(選任による委員) 右記の者ごとに市町村長が選任 (選挙による委員) 農業委員会の区域に住所等を有する者で、一定面積以上の農地で耕作するもの等の間での選挙	選任による委員については、 農業協同組合、農業共済組合が組合ごとに推薦した理事:1人ずつ 及び学識経験者:5人以内	・選任による委員は、選挙による委員の任期満了の日まで ・選挙による委員は、3年	※今国会に、農業委員会の設置基準面積の算定方法の見直し、委員定数の下限の弾力化等の法律案を提出中
固定資産評価審査委員会	市町村	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務	3人以上	・市町村の住民、市町村税の納税義務がある者 ・又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、 ・議会同意を得て、 ・市町村長が選任		・3年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	

行政委員会制度について

- 事項1 行政委員会・委員制度について
- 事項2 教育委員会について
- 事項3 監査委員について
- 事項4 農業委員会について

行政委員会・委員制度について

- 多元的な執行機関
 - ・ 地方自治法では、地方公共団体の執行機関として、長のほか、教育委員会、選挙管理委員会等一定の所掌事務について自らの判断と責任において執行できる10の行政委員会と監査委員を定めている。
 - ・ 法的としては、地方自治法上に概括規定を置き、選挙管理委員会と監査委員以外の詳細は個別法に委ねている。いずれの機関も「置かなければならない(必置)」とされている。
- 検討の背景
 - ・ 必置規定の廃止の要望(構造改革特区等)や提言(第22次地方制度調査会、地方分権改革推進会議等)がある。
 - ・ そこでは、社会経済情勢の変化、地方行政の総合的、能率的運営の観点、組織の簡素化の要請、自主的な行政運営の確立等が行政委員会制度の見直しの理由として挙げられている。
- 検討の観点
 - ・ 地方公共団体に行政委員会を一律に設置することを国が義務付ける合理性があるかどうか。
 - ・ 小規模自治体の実態にあわせた組織形態の簡素化を図る余地を認めるかどうか。
 - ・ その他制度の趣旨が達成される範囲内で制度の弾力化を図る余地がないかどうか。

関連条文

地方自治法(抄)

第7章 執行機関 第1節 通則

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② ③略

第百八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

② 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 公安委員会
- 二 地方労働委員会
- 三 収用委員会
- 四 海区漁業調整委員会
- 五 内水面漁場管理委員会

③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

1. 各委員会・委員の概要

名称	設置団体	権限	法令の根拠	委員に関する規定 資格及び委員数	選任方法	任期
教育委員会	都道府県 市町村 特別区 教育事務を共同処理する市町村の組合	教育機関の管理、学校の組織編制、教育職員の身分取扱い等に関する事務、教育・学術・文化に関する事務の管理執行	自治法180条の9 地教法2~15条	5人(都道府県・指定都市又はその加入する組合は各例で6人可。町村又は町村のみが加入する組合は各例で3人可) ・長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に関して識見を有するもの ・3人以上(定数3人の町村にあつては2人が同一の政党に所属しないこと)	議会の同意を得て長が任命	4年
選挙管理委員会	都道府県 市町村 特別区 指定都市の区	選挙に関する事務、選挙に関係ある事務の管理	自治法181~194条、252条の20	4人 ・選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもの ・2人以上が同一の政党その他の政治団体に所属しないこと	議会において選挙	4年
人事委員会 公平委員会	人事委員会 都道府県 指定都市 公平委員会 人口15万未満の市・町村・組合 選択制 特別区・人口15万以上の市	人事委員会 人事行政に関する調査、研究、企画、立案、助言、職員の試験、選考の実施、勤務条件に関する措置要求・不利益処分の審査等司法的権限 公平委員会 勤務条件に関する措置要求・不利益処分の審査等司法的権限	自治法202条の2 地公法7~12条	3人 ・人格が高潔で、地方自治の本旨及び自主的能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有するもの ・2人以上が同一の政党に所属しないこと	議会の同意を得て長が選任	4年

監査委員	都道府県 市町村 特別区	財務に関する事務の執行・経費に係る事業の管理の監査、地方公共団体の事務(一部を除く)の執行の監査(執行例の備置であるが、一定の場合には合議による)	自治法185 ~202条	4人:都道府県・人口25万人以上の市・特別区 条例により3人又は2人:その他の市・特別区 2人:町村 ・人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者 ・議員(定数4人の場合2又は1人、3人以内の場合1人) ・簡見委員中地方公共団体の職員でなかったもの:2人以上(3人の場合)、1人以上(2人の場合)	議会の同意を得て長が選任 議員の任期: 議員	4年
公安委員会	都道府県	警察の行政及び運営の管理	自治法180 条の9 警察法38 ~46条の2	5人:都、道、府及び指定県 3人:その他の県 ・都道府県議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前身のないもの ・過半数が同一政党に所属しないこと	議会の同意を得て長が任命	3年
地方労働委員会	都道府県	労働組合の資格の立証・証明、不当労働行為に関する調査・審問・命令、労働争議の斡旋・調停・仲裁、その他労働関係に関する事務の執行	自治法202 条の2 労働法19 条、19条の 12	使用者委員、労働者委員、公益委員:都道府県により各13(東京都)、11(大阪府)、9(北海道・福岡県)、7(神奈川県・愛知県・兵庫県)、5人(その他の府県)を法律または政令で規定 ・公益委員の数が13人の場合6人以上、11人の場合5人以上、9人の場合4人以上、7人の場合3人以上、5人の場合2人以上同一政党に所属しないこと	長が任命 ・使用者委員:使用者団体が推薦 ・労働者委員:労働組合が推薦 ・公益委員:使用者委員及び労働者委員の同意	2年

取用委員会	都道府県	土地収用・使用に関する管理・採決等	自治法202 条の2 土地収用法 51~66条	7人 ・法律、経済又は行政に關してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關して公正な判断をすることが出来る者	議会の同意を得て長が任命	3年
海区漁業調整委員会	都道府県 (海区別に設置)	漁業調整のため必要な指示その他の事務	自治法202 条の2 漁業法84 ~104条	漁業者等による選挙において選挙された者 9人又は6人 学識経験のある者 4人又は3人 海区内の公益を代表する者 2人又は1人	漁業者等による選挙 長が選任 長が選任	4年
内水面漁場管理委員会	都道府県	漁業調整のため必要な指示その他の事務	自治法202 条の2 漁業法130 ~132条	原則10人(農水大臣が必要があると認められるときは、特定の委員会につき別段の定数を定めることができる) ・漁業を営むものを代表する者 ・水産動植物を採捕する者を代表する者 ・学識経験のある者の中から選任	長が選任	4年
農業委員会	市町村 特別区 指定都市の区 全部事務組合 役場事務組合 (例外あり)	自作農の創設・維持、農地等利用関係の調整・農地の交換分合その他農地に關する事務	自治法202 条の2 農委法3~ 35条	・耕作の業務を営む者等のうち選挙された者:政令で定める基準に従い40人以上で条例で定める人数 ・農協、農地共済組合及び土地改良区の理事又は職員各1名 ・農業者の所掌に關する事項につき学識経験を有する者4人(条例でこれ以下を定めることができる)	耕作の業務を営む者等による選挙 ・組合・改良区が推薦して長が選任 ・市町村議会の推薦して長が選任	選挙による委員:3年 選任による委員:選挙による委員の任期満了の日
固定資産評価審査委員会	市町村	固定資産課税台帳に登錄された価格に關する不服の審査決定その他の事務	法202条の 2 地方税法4 23~436 条	3人以上で、条例で定める数 ・市町村の住民で市町村民税の納税義務のある者	議会の同意を得て長が選任	3年

2. 執行機関多元主義の根拠

行政委員会毎に説明は異なりうるが、概ね以下のような理由が挙げられている。

○ 戦後の米国を中心とした連合軍の対日占領政策のもとでの国レベルでの行政委員会の導入と運動
(首長への権限集中排除、民主化政策)

○ 住民参加の一手段

○ 政治的中立性の確保

○ 専門技術的判断の必要

○ 複数当事者の利害調整

○ 準司法的手続の必要

3. 多元的な執行機関に関する主な沿革

- 戦後、基本的に個別法毎に11の行政委員会を設置。昭和27年に地方自治法に包括的に規定されるとともに、長の所轄の下に、行政機能の一体を確保するといった執行機関の組織の原則が定められた。
- また、昭和31年に、長の組織等に関する総合調整権が新設された(自治法第180条の4)。

時期	主な制度変更
明治21年	市長は市参事会の一員
同44年	市長の独任制化
昭和21年	選挙管理委員会、監査委員設置を規定 (道府県制、市制等改正)
同22年	・選挙管理委員会、監査委員を修正の上自治法に規定 (地方自治法制定) ・都道府県公安委員会・(市町村)に公安委員会設置を規定(旧警察法制定)
同23年	教育委員会設置を規定(教育委員会法制定)
同24年	地方労働委員会設置を規定(労働組合法制定) 海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会設置を規定(漁業法制定)
同25年	人事委員会・公平委員会設置を規定(地方公務員法制定)
同26年	・農地委員会等を統合し、農業委員会設置を規定 (農業委員会法制定) ・取用委員会設置を規定(土地収用法制定)
同27年	行政委員会・委員を包括的に自治法に規定(自治法改正)
同28年	固定資産評価審査委員会を執行機関として規定(自治法改正)
同29年	・農業委員会を市町村のみに設置と改正 (農業委員会法を農業委員会等に関する法律に改正、自治法改正)
同31年	・都道府県のみ公安委員会を設置 (警察組織の都道府県への一元化、警察法・自治法改正) 教育委員の公選制から任命制への変更等の措置 (教育委員会法廃止・地教法制定)

4. 行政委員会に関する提言

・第1次地方制度調査会「地方制度の改革に関する答申」(昭和28年10月16日)

- 第1 地方行政制度の改革に関する事項
2. 行政の簡素化、合理化、及び効率化に関する事項
- (1) 行政委員会制度その他執行機関に関する事項
- 1 行政委員会制度に関する事項
- 政治的中立性を強く要求されるもの及び最低、審査等準司法的機能を有するものを除き、行政委員会は廃止するものとする。なお、専門的知識を必要とするものについては、諮問機関として存置することを妨げないものとする。
- 存置する委員会については、その構成及び事務局の機構をできるだけ簡素化するものとする。
- イ 選挙管理委員会は、現行どおりとするものとする。
- ロ 人事委員会又は公平委員会
- 府県の人事委員会は存置し、人事委員会又は公平委員会を設置しない市町村の事務は、府県に委託したもののみとする。
- ハ 農産委員会及び海区漁業調整委員会については、その利益団体である性格に鑑み、公費負担による委員の選挙の制度を廃止するものとする。なお、その有する行政権限は、知事または市町村長の権限とし、その行使に当ってはこれらの機関に諮問するものとする。内水面漁場管理委員会の有する行政権限に関しても、また同様とするものとする。
- ニ 地方労働委員会は、現行どおりとするものとする。
- ホ 監査委員
- 1 監査委員は存置するものとし、市においては必置機関とするものとする。
- 2 常勤の監査委員は、会計経理について専門的知識を有し、且つ、行政運営に識見を有するものでなければならぬものとする。
- ヘ 収用委員会及び固定資産評価審査委員会は、現行どおりとするものとする。

9

・第3次地方制度調査会「昭和31年度地方行政に対する措置に関する答申」(昭和30年12月7日)

- 4 行政制度の合理化に関する事項
- (1) 執行機関の組織及び運営の合理化、特に教育委員会等各種行政委員会制度の改革、執行機関相互の調整並びに権限の組織及び運営の合理化、義務教育職員の給与負担と任免権の一致、昇給昇格制度の合理化、休職事由の拡張、停年制の実施、国家公務員と地方公務員の間における恩給年限の通算等行政制度の簡素合理化を図り、特に、第一次答申に表明した趣旨は、明年度において、その実現を期すること。

・第17次地方制度調査会「新しい社会経済情勢に即応した今後の地方行政制度のあり方」(昭和54年9月10日)

- 第5 地方公共団体の組織、運営の改善
- 1 組織運営の合理化
- (2) 行政委員会制度の再検討
- 地方公共団体の行政委員会制度は、戦後地方行政の民主化の要請に応じて採用され、我が国地方行政において重要な役割を果たしているが、社会経済情勢の変化と地方行政の総合的、能率的運営の観点とを踏まえ、その制度のあり方について引き続き検討を行う必要がある。

・第22次地方制度調査会「小規模町村のあり方」(平成元年12月6日)

2. 小規模町村の行政運営の体制
- (2) 組織形態の簡素効率化と補充・代行
- 市町村の組織について、地域の実態にあわせ、組織形態の簡素効率化が行えるよう、その多様化を図る必要がある。また、効率的な行政サービスの維持改善を図るため、他の行政主体による補充・代行が必要と考えられる。このため、次の措置等を講ずべきである。
- イ 行政委員会等の見直し
- 小規模町村の実態にあわせた組織形態の簡素化を図る方向で、各種行政委員会や附属機関のあり方について見直しを行う。

10

・地方分権改革推進会議「地方公共団体の行政改革の推進等行政体制の整備についての意見—地方分権改革の一環の推進による自主・自立の地域社会をめざして—」(平成16年5月12日)

- I 事務・事業の見直しや様々な方策による地方の自由度の拡大
1. 自由度の拡大のための事務・事業の見直し
- (2) 地方の自主的な行政運営の確立
- 国は、地方公共団体の自主的な行政運営の確立を図るため、行政組織や職員の配置については基本的に地方公共団体の自主的な判断に委ねていくことが必要である。このため、国の地方公共団体に対する必置規制を見直し、その廃止又は大幅な緩和を図ることが必要である。
- ア 保健所長医師資格要件の廃止
- イ 教育委員会の必置規制の弾力化
- ウ 農産委員会及び普及職員の必置規制の在り方
- エ 地方の自主的な判断による見直し

11

5. 国における行政委員会制度の変遷

(1) 日本における行政委員会制度の導入

○終戦直後から、日本の政治社会体制の民主化を進めるというアメリカの占領政策に従い、政治行政体制の民主化を進めるため、行政委員会制度を積極的に導入。

○特に、農地解放、財閥解体、私的独占禁止、労働組合の育成、公職追放など重要な占領政策を推進するに当たって、行政委員会制度が活用される。一農地委員会、持株会社整理委員会、公正取引委員会、労働委員会、公職資格試験審査委員会などが設立。

(2) 戦後の組織改革と行政委員会の改廃

○戦後に導入された行政委員会制度は、明治以来ドイツ・フランスの行政法に範をとって発展してきた日本の行政制度になじまないという見方もあり、導入当初より

- ①合議型の機関であるために、その責任の帰属が明瞭を欠く
- ②行政の迅速かつ能率的な処理が困難
- ③行政機関がいたずらに膨大化し、そのために人員及び経費に無駄が生じている
- などの批判をうけることとなった。

○また、独立後の行政改革の流れの中(例：政令諮問委員会による「行政制度の改革に関する答申(昭和28年8月14日)」)で、設立された行政委員会のうち多くのものが諮問機関や審査機関としての審議会へと改組されるか、端的に廃止されるかという経過をとった。

○現在も行政委員会の形をとっているものは、以下の6委員会であるが、この設置根拠としては、行政の民主化というよりは、準司法的機能や政治的中立機能で説明されている。

- ①公正取引委員会(準司法的機能、政治的中立機能、内閣府所管)
- ②国家公安委員会(政治的中立機能、内閣府所管)
- ③公害等調整委員会(準司法的機能、総務省所管)
- ④公安審査委員会(政治的中立機能、法務省所管)
- ⑤中央労働委員会(準司法的機能、厚生労働省所管)
- ⑥船員労働委員会(準司法的機能、国土交通省所管)

12

(参考)国の行政委員会(いわゆる「3条委員会」)の改廃経緯

委員会	所管府省	改廃年	改廃の結果
統計委員会	総理府	昭和27年	行政管理庁に統合(統計基準部、統計審議会)
公正取引委員会	総理府	昭和27年	委員7人を5人に削減
全国選挙管理委員会	総理府	昭和27年	自治庁に統合(選挙部、中央選挙管理会)
公益事業委員会	総理府	昭和27年	通商産業省に統合(公益事業局)
国家公安委員会	総理府		(改廃なし)
地方財政委員会	総理府	昭和27年	自治庁に統合(財政部、地方財政審議会)
公職資格新編審査委員会	総理府	昭和26年	廃止
外国為替管理委員会	総理府	昭和27年	日銀及び大蔵省へ移管(為替局、外国為替審議会)
首都建設委員会	総理府	昭和27年 昭和31年 昭和49年	建設省へ移管 建設省から首都圏整備委員会として分離 国土庁に統合(大都市圏整備局、首都圏整備審議会)
電波監理委員会	総理府	昭和27年	郵政省に統合(電波監理局、電波監理審議会)
土地調整委員会	総理府	昭和47年	公営等調整委員会に改組
金融再生委員会	総理府	平成13年	金融庁に改組
中央更生保護委員会	法務省	昭和27年	法務省に統合(保護局、中央更生保護審査会)
司法試験管理委員会	法務省	平成16年	法務省に統合(大臣官房、司法試験委員会)
公安審査委員会	法務省		(改廃なし)
証券取引委員会	大蔵省	昭和27年	大蔵省に統合(理財局、証券取引審議会)
公認会計士管理委員会	大蔵省	昭和27年	大蔵省に統合(理財局、公認会計士審査会)
文化財保護委員会	文部省	昭和43年	文化庁に改組(文化局と統合)
船員労働委員会	運輸省		(改廃なし)
増産審査再審査委員会	運輸省	昭和38年	廃止
中央労働委員会	労働省		(改廃なし)
公共企業体仲裁委員会	労働省	昭和27年 昭和31年	公共企業体等仲裁委員会へ移行 公共企業体等調停委員会と統合し、公共企業体等労働委員会に改組

委員会	所管府省	改廃年	改廃の結果
国有鉄道中央調停委員会	労働省	昭和27年 昭和31年	公共企業体等調停委員会へ移行 公共企業体等仲裁委員会と統合し、公共企業体等労働委員会に改組
専売公社中央調停委員会	労働省	昭和63年	国営企業等労働委員会と統合し、中央労働委員会に改組
専売公社地方調停委員会	労働省	昭和63年	国営企業等労働委員会と統合し、中央労働委員会に改組
外資委員会	経済安定本部	昭和27年	大蔵省に統合(為替局、外資審議会)

(注)
① 太字は現在も行政委員会の形をとっているもの。
② 平成12年度の省庁再編に伴い、国家公安委員会は内閣府の、公正取引委員会及び公営等調整委員会は総務省の、司法試験管理委員会及び公安審査委員会は法務省の、船員労働委員会は国土交通省の、中央労働委員会は厚生労働省のそれぞれ所管となった。(省庁再編後、公正取引委員会は平成15年に内閣府に移管し、司法試験管理委員会は平成16年に法務省に統合された。)

(参照条文)
国家行政組織法(昭和23年7月10日法律第120号)(抄)

第3条第2項(注:いわゆる「3条委員会」の根拠規定)
行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

第8条(注:審議会の根拠規定)
第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

教育委員会について

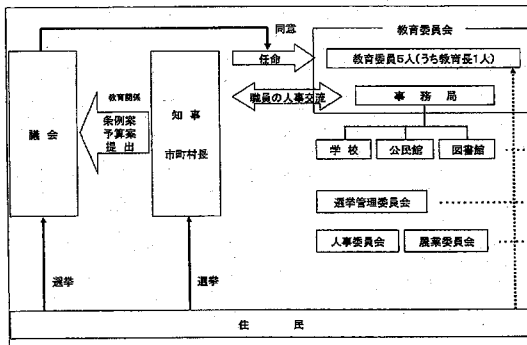
1 概要

(1) 教育委員会制度の仕組み

- 教育の中立性を確保するため合議体とされた機関。
- 地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当。
- 教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- 月1~2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。

(2) 知事・市町村長の権限

- 教育委員の任命権
- 教育関係の条例案の議案提出権(議案提出権は長に専属。教育機関の設置、事務局職員・教職員の定数条例など)
- 教育関係の予算編成権(予算の編成権・執行権は長に専属)



《教育委員会の事務の例》

《教育委員会の事務の例》

分野	具体的な事務
学校教育	<ul style="list-style-type: none"> 学校の設置管理 教職員の人事及び研修 児童・生徒の就学及び研修 児童・生徒の就学及び学校の組織編制 校舎等の施設・設備の整備 教科書その他の教材の取扱いに関する事務の処理
社会教育	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習・社会教育事業の実施 公民館、図書館、博物館等の設置管理 社会教育関係団体等に対する指導、助言、援助
文化	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存、活用 文化施設の設置運営 文化事業の実施
スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> 指導者の育成、確保 体育館、陸上競技場等スポーツ施設の設置運営 スポーツ事業の実施

2 最近の教育委員会制度をめぐる提言等

(1) 中間論点整理(平成13年12月12日 地方分権改革推進会議)

II 事務事業の分野別の論点整理
2 教育・文化
(3) 教育委員会制度問題
教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる一定の独立性を有した合議制の執行機関である。地方における教育行政の中核機関として、その在り方等については、従来から多くの議論と種々の見直しが行われてきている。
地方分権の観点からも、より地域に根ざした教育行政を展開していく上で極めて重要な機関であり、地域の実情や創造性を生かしつつ、教育から文化、スポーツまで幅広い分野にわたる教育行政の一体的推進を展開していく上で、今後、教育委員会の重要性は一層高まるものと考えられる。
これまでも教育長の任命承認制度の廃止や国の指導の在り方の見直し等によって、教育委員会の自律性を高め、その活性化を推進してきているところであるが、当会議としても、地方における教育行政の強化・充実を図る観点からどのような施策が必要か検討を行っていくべきものと考えられる。
今後の課題としては、教育委員会を全ての市町村に置くという原則の結果生じてきている小規模な市町村教育委員会を、どう充実していくかという問題が指摘された。これに対しては、適正規模を図ることは困難であるが、市町村の自主性を尊重しつつ市町村相互間の広域的処理を促進していくべきとの認識が示されたところである。

(2) 地方公共団体の行政改革の推進等行政体制の整備についての意見
—地方分権改革の一層の推進による自主・自立の地域社会をめざして—
(平成16年5月12日 地方分権改革推進会議)

I 事務・事業の見直しや様々な方策による地方の自由度の拡大
(2) 地方の自主的な行政運営の確立
イ 教育委員会の必置規制の弾力化
教育委員会制度については、制度創設後半世紀以上が経過し会議の形骸化等の指摘がなされていること等の状況の下、中央教育審議会が地方分権時代における教育委員会の在り方についての検討が開始され、制度の意義と役割、首長と教育委員会との関係、市町村教育委員会と都道府県教育委員会の関係、学校と教育委員会との関係等について具体的検討が行われることとなっている。この中央教育審議会での検討も踏まえつつ、教育委員会の必置規制及び権限について、以下のような見直しについての具体的検討を行うことが必要である。
(ア) 必置規制の弾力化

教育委員会制度については、地方公共団体の行政組織の弾力化を図る上で必置規制が支障になっている、あるいは、教員出身者が事務局組織の主な役割についており、また、合議制であるため機動的・弾力性に欠ける等の指摘がある。

さらに、公立教育と私学教育の一体的推進、初等中等教育と高等教育の一体的推進、生涯学習・社会教育行政の一元化、幼保一元化を進めるべきとの意見もある。実際上も、制度創設時と比べて教育委員会の所管に属さない私立学校の割合が高まる等、経済社会情勢は変化している。地方公共団体の行政組織の弾力化、教育行政の統合化、教育の活性化、教育制度の迅速な改革、小規模教育委員会の活性化等の観点から、教育の政治的中立性を確保しつつ、各地域の実情に応じて地方公共団体の判断で教育委員会制度を採らないという選択肢を認めるべきである。

特に、生涯学習・社会教育行政の一元化、幼保担当部局の一元化の観点から、地方公共団体がこれらの担当部局を自由に選択・調整できるようにすることが必要である

(イ) 権限の見直し

教育委員会制度は、本来教育の地方分権を促進する観点から創設された制度であるが、教育委員会制度創設の趣旨を徹底し、教育内容の地方分権を推進していく意味から、学習指導要領を踏える多様なカリキュラム編成(英語による授業、英語教育早期開始、カリキュラムを先取りした数学・算数、中国語等の第二外国語授業、小中一貫教育実施等)、児童の習熟度に応じた就学年齢の弾力化、通関授業日数の弾力化等について、教育委員会(地方公共団体)等の権限で行えるようにする等、公立学校が各地域の実情・ニーズに応じて特色ある教育を実施できるようにすることを検討する必要がある。少なくとも、これらのうち現在構造改革特区において認められているものについては、全国化するべきである。

都道府県教育委員会と市町村教育委員会との関係について、学校編制基準及び教職員定数設定、教科用図書採択地区設定の権限については、現在都道府県教育委員会が有しているが、学校編制基準及び教職員定数設定については、都道府県教育委員会との協議の上、各学校の設置・管理主体(小中学校については市町村教育委員会)が行えることとする等、きめ細かな教育を実施できるよう検討することが必要である。また、教科用図書については、現在、採択地区の小規模化に向けた取組みが進められているが、私立学校、国立学校、構造改革特区研究開発学校では学校ごとの採択等が行われており、将来的には、一般の公立学校についても各学校ごとの特色が發揮できるよう学校単位での教科書選択について検討することが必要である。

教職員については都道府県負担教職員のみが認められているが、「県費負担教職員」、構造改革特区を除く)、各地域の多様な教育ニーズに対応できるように、市町村が県費負担教職員の費用を一部負

監査委員について

1. 現行制度

(1) 普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、以下の者から選任する(§196, §197)

- ① 人格が高潔、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者(任期4年)
- ② 議員(議員の任期(4年)による)

4人	議員1人の場合は、識見を有する者3人 議員2人の場合は、識見を有する者2人	識見を有する者は1人以上を常勤としなければならない
3人又は2人 (条例で定める)	議員1人、識見を有する者2人 議員1人、識見を有する者1人	識見を有する者は常勤とすることができる
2人	議員1人、識見を有する者1人	識見を有する者は常勤とすることができる

※ 識見を有する者から選任される委員が3人である場合には2人以上、2人である場合には1人以上は当該普通地方公共団体の常勤の職員でなかった者でなければならない(0でも可)。【いわゆるOB制限】 (§196②)

2. 職務権限

- ① 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査(定期(年1回以上)監査)。(§196③)
- ② 地方公共団体の事務の執行に係る監査(必要がある場合)。(いわゆる行政監査) (§199②)
- ③ 決算監査。(§233②)
- ④ 例月出納検査。(§235の2①)
- ⑤ 基金の運用状況の審査。(§241⑤)
- ⑥ 財政援助団体等の監査(必要がある場合又は長の請求)。(§199②)
- ⑦ 指定金融機関等の公金の取納又は支払いの事務についての監査(長又は公営企業管理者からの請求)。(§235の2②、地方公営企業法§27の2③)
- ⑧ 事務監査請求による監査(住民、議会、当該団体の長からの請求)。(§75, §98, §199③)
- ⑨ 住民監査請求による財務監査(住民からの請求)。(§242)
- ⑩ 職員による現金・物品等の損害事象の有無の監査(長からの請求)。(§243の2③)

担できるよう検討するほか、市町村の全額費用負担による市町村教育委員会が任命権を有する教職員の配置(「市町村費負担教職員任用事業」、構造改革特区において可。)を早急に全国化することが必要である。また、県費負担教職員の任命権については都道府県教育委員会と政令指定都市教育委員会のみが有することとされているが、その他の市町村についても県費負担教職員の任命権について、都道府県教育委員会との協議の上、当該市町村教育委員会へ移管できることとする等、市町村教育委員会が機動的・弾力的に対応できるように検討することが必要である。特に、学校編制基準及び教職員定数設定の権限については、現在政令指定都市教育委員会への移管が具体的に検討されているが、更に中核市等についても県費負担教職員任命権と併せてこれら権限の移管を進めることが必要である。

(4) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004
(平成16年6月3日閣議決定)

4. 「人開力」の抜本的強化
(3) 教育現場の活性化等(教育現場の活性化)
地域の創意工夫を活かし、学校の自由度を高めるため、平成16年度内を目標に、教育委員会の改革と合わせ、教育内容等に関する校長の権限強化と学校の外部評価の拡充に向けた方針を示す。

3 地方公共団体からの要望

地方自治の将来像についての提言(平成15年4月15日全国市長会)

2 基礎自治体の充実・強化
(4) 基礎自治体の組織の弾力化
② 制度発足当初と比較し、社会経済情勢が大きく変化したことを踏まえ、教育委員会や農業委員会については、それを設置するか、あるいはその事務を市町村長が直接行うか、市町村が自主的に選択できる弾力的な制度とする必要がある。

監査委員制度に係る地方自治法の改正経過

【昭 22. 4. 17 地方自治法制定】

- ・ 都道府県は必置（定数4人。任期2年）とされた。
- ・ 市町村は条例で任意設置（定数2人。任期2年）とされた。
- ・ 長が議会の同意を得て選任し、身分は独立とされた。
- ・ 事業の管理および出納その他の事務の執行監査を行うこととされた。

【昭 23. 7. 20 地方自治法一部改正】

- ・ 市の監査委員の定数について条例で4人とすることができるとされた。（住民監査請求及び住民訴訟制度が創設された。）

【昭 25. 5. 4 地方自治法一部改正】

- ・ 監査委員は、財政援助団体等の事務執行を監査することができることとされた。
- ・ 出納職員の不審賠償の監査の規定が設けられた。
- ・ 監査結果を関係委員会又は委員に報告することとされた。
- ・ 監査委員による私人の公金取扱いに対する監査の規定が設けられた。

【昭 27. 8. 16 地方自治法一部改正】

- ・ 人口10万人以上の市及び地方公営企業を有する市に限り定数を条例で4人とすることができるとされた。
- ・ 学識経験を有する者から選任された監査委員は常勤とすることができるとされた。
- ・ 監査委員による監査にあたっては、事務処理が基本理念の趣旨に則しているか否かに特に配慮することとされた。
- ・ 監査委員は監査の結果、監査報告に添えて意見を提出できるとされた。

【昭 31. 6. 12 地方自治法一部改正】

- ・ 常勤監査委員の資格は、特に事業の経営又は会計事務に知識又は経験を有し、かつ地方自治について識見を有するものとすることとされた。
- ・ 議員選出監査委員の任期は議員の任期（4年）、学識経験監査委員の任期は3年とされた。
- ・ 監査委員について長等の近親者の就業禁止の規定が設けられた。
- ・ 監査委員に対し監査の請求をできる者として長が追加された。
- ・ 監査委員の監査対象として財政援助団体等が追加された。
- ・ 監査委員の調査権が創設された。
- ・ 監査委員の除斥制度が創設された。

【昭 38. 6. 8 地方自治法一部改正】

- ・ 全ての地方公共団体に必置制とすることとされた。
- ・ 定数について都道府県及び人口25万人以上の市は4人、その他の市は2～3人、町村は2～

- ・ 1人で条例で定めることとされた。
- ・ 知識経験を有する者は、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者であるべきこととされた。
- ・ 議員選出監査委員の数は定数4人のときは2～1人、定数3人以内のときは1人とすることとされた。
- ・ 監査委員の職務権限を広く財務事務一般とすることとされた。
- ・ 代表監査委員制度が創設された。
- ・ 事務局について、都道府県は必置、市は任意設置することとされた。
- ・ 事務局を置かない市及び町村の書記その他の職員を必置することとされた。

（住民監査請求及び住民訴訟の整備）

- ・ 監査請求対象となる行為の主体及び種類が明確化された。
 - ・ 請求内容を広く違法不当行為の防止又は是正又は怠る事実の改善又は損害の補てんのため必要な措置とすることとされた。
 - ・ 監査請求期間が創設された。
 - ・ 監査委員の監査及びとるべき措置等の規定が整備された。
 - ・ 怠る事実が訴訟対象として追加された。
 - ・ 被告が執行機関及び職員であることが明確化された。
 - ・ 訴えの請求対象を、（1）差止め、（2）取消し又は無効確認、（3）怠る事実の違法確認、（4）代位請求に分類された。
 - ・ 出訴期間が創設された。
 - ・ 別訴制限が設けられた。
 - ・ 裁判管轄が明文化された。
 - ・ 代位請求の勝訴に限り、原告は弁護士報酬を請求できることとされた。
- *地方財務制度調査会の答申に基づく、財務会計制度の抜本改革の一環として改正

【昭 44. 3. 25 地方自治法一部改正】

- ・ 監査委員から自治大臣又は都道府県知事への監査結果の一般的な報告が廃止された。

【昭 49. 6. 1 地方自治法一部改正】

- ・ 知識経験を有する者から選任される監査委員の任期を4年とすることとされた。

【昭 61. 5. 30 地方自治法一部改正】

- ・ 監査委員の監査対象として、公有地債託の受託者が追加された。
- *第20次地方制度調査会の答申に基づく改正

【平 3. 4. 2 地方自治法一部改正】

- ・ 議員以外から選出される監査委員の資格が、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者とするなどされた。
- ・ O B制限が創設された。

- ・ 都道府県及び人口25万人以上の市については、識見監査委員の少なくとも1人は常勤としなければならないこととされた。
 - ・ 監査委員の職務、懲戒に関する規定が整備された。
 - ・ 監査委員は一般行政事務（機関委任事務を含む）を監査することができることとされた。
 - ・ 公の施設の管理受託者に対する監査ができることとされた。
 - ・ 機関委任事務も議会の監査請求に基づく監査の対象とされた。
 - ・ 監査委員の合議により行う監査結果の報告・監査意見の提出の範囲が拡大された。
- *第18次地方制度調査会の答申に基づく改正

【平 9. 6. 4 地方自治法一部改正】

- ・ O B制限が強化された。
 - ・ 町村の監査委員定数を2名とすることとされた。
 - ・ 町村にも監査委員事務局の設置を可能とすることとされた。
 - ・ 監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表を行わなければならないこととされた（外部監査にも適用）。
- *第25次地方制度調査会の答申に基づく改正

（参考）地方自治法制定以降の監査委員の定数・構成の変遷

	都道府県	市	町村	議員・議員委員の割合	O B制限	常勤・非常勤
昭和22年（地方自治法制定）	4人（必置）	2人（条例で任意）	2人（条例で任意）	各同数		
昭和23年		2人（条例で任意）	2人（条例で任意）			
昭和27年		人口10万人以上及び地方公営企業を有する市に限り条例で4人とすることができる				学識経験委員は常勤とすることができる
昭和38年		3人又は2人（必置）	2人又は1人（必置）	・定数4人の場合は議員2～1人 ・定数3人以内の場合は議員1人		
平成3年					議員委員が2人以上の場合1人以上はO B（退職後5年間）でない者 議員委員が2人以上の場合、O Bは1人以下	定数4人の場合、議員委員のうち1人以上は常勤
平成9年			2人（必置）			

農業委員会について

1 制度の概要・背景

（沿革）

第2次世界大戦後、自作農の増加、農村の民主化を目的とする農地改革を実行するため、解放の対象となる土地の調査、買収計画の作成、農地移動の統制及び農地関係の調整に係る処分を任務とする農地委員会、食糧確保臨時措置法に基づき食糧の供出割当を行う農業調整委員会及び改良普及事業を行う農業改良委員会を単一の機関に統合し、農民代表機関として設置。


（概要）


○ 農業委員会等に関する法律の規定に基づき市町村に設置される独立の行政委員会であり、公選制の下での選挙委員と、選任委員（団体推薦、議会推薦）によって構成される農業者の代表機能を有した合議体組織。

・ 組織

- ① 農業委員会数 3, 206
 - ② 農業委員数 58, 613人
 - ③ 職員数 10, 561人
- ※ 平成14年10月現在

・ 委員

- 選挙委員 : 農業者
- 選任委員 : 団体推薦（農業協同組合、農業共済組合、)
議会推薦（学識経験者）

※ は農業委員会等の一部を改正する法律（平成16年法律第52号）により追加。【未施行】

○ 農業委員会は農地が賦存しない市町村を除き、原則、設置（必置）されるもの。

ただし、農地面積が一定の基準よりも小さい市町村では農業委員会を置かないことができる。

平成13年10月現在、この基準により必置対象外となる市町村は181（農業委員会を設置し得る市町村数の5.8%）となっている。

農業委員会の非設置が可能な小規模農地面積の基準（1市町村当たり）

北海道	360㊦	→	■
都府県	90㊦	→	■

※ 本基準は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（平成15年6月27日：閣議決定）」において、「大幅に引き上げる」としてされており、これに基づき■のとおり必置基準面積が引き上げられた。【農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令】（平成16年11月1日施行）

2 業務

- (1) 農地法（権利移動許可、転用許可に係る意見等）、農業経営基盤強化促進法（農用地利用集積計画の決定等）、土地改良法等の法令の規定により専属的な権限を行使する法令業務の執行
- (2) 優良農地の確保や耕作放棄農地の解消、認定農業者等への農地の利用集積等の取組を行う農業構造政策の推進・実施

3 最近の農業委員会制度を巡る提言等

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003

（平成15年6月27日：閣議決定）

【産業振興その他】

農業委員会については、必置基準面積を大幅に引き上げるとともに、選挙委員の法定下限定数を引き下げる。あわせて、農業委員会の組織のスリム化、効率化をすすめ、これに沿った交付金の縮減を行う。

地方分権改革推進会議

(1) 事務・事業の在り方に関する中間報告（平成14年6月17日）

- ① 農業委員会は、地方公共団体における行政委員会であるが、一定の必置規制等により、地方公共団体の議員と同じ6万人近い農業委員会が維持されている。
- ② 農業委員会については、農地面積の小さい市町村においては廃止を含めた見直しを進めるとともに、広域連携を積極的に推進すべき。さらに、市町村合併の進展を踏まえた必置基準等の見直しの検討を行う。

(2) 事務・事業の在り方に関する意見（平成14年10月30日）

- ① 市町村の意見としては、農業委員会を存置すべきという声と、首長部局で行うことで足りるとする声があつた。
- ② 農林水産省の農業委員会に関する懇談会における検討状況を踏まえる必要があるが、制度そのものは存置しつつ、現在の業務を農業委員会が実施するか首長部局が実施するかは、市町村条例による選択制に移行させること等を含めた必置規制の撤廃又は大幅緩和を検討するよう提言。
- ③ 農業委員会制度についても、農業委員会の必置市町村の基準の大幅な引上げ、農業委員会定数基準の見直し、委員任命方式の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要。

(3) 地方公共団体の行政改革の推進等行政体制の整備についての意見

—地方分権改革の一層の推進による自主・自立の地域社会をめざして—

（平成16年5月12日）

～農業委員会制度・・・(略)・・・について、その一定の意義は認めつつも、農業委員会を設置するか、その事務を市町村長が行うかについて、市町村長が自主的に選択できる制度へ移行することを含め、農業委員会・・・(略)・・・の必置規制の廃止又は一層の緩和、交付金の一般財源化等について一層の改革を検討すべきである。～

4 地方公共団体からの意見

(全国市長会)

[平成15年4月15日 「地方自治の将来像についての提言」]

教育委員会や農業委員会については、それを設置するか、その事務を市町村長が直接行うか、市町村が自主的に選択できる弾力的な制度とする必要がある。

(全国町村会)

[平成14年9月3日 地方分権改革推進会議ヒアリング児玉副会長発言]

農業委員会のあり方については、その役割を考えれば、見直しは慎重にすべきとの意見がある一方、制度を廃止し、市町村長部局に権限を移譲すべきであるという意見を持つ町村もあるので、地域の実態を踏まえた検討をお願いする。

【構造改革特区第3次提案（平成15年6月）】

提案主体：志木市
提案内容：農業委員会の必置規制の廃止